

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和8年度 大鶴湖下流周辺施設清掃作業
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 鶴田ダム管理所長 佐藤 和幸 鹿児島県薩摩郡さつま町神子3988-2
契約締結日	令和 8年 4月 1日
契約の相手方の 氏名及び住所	さつま町長 上野俊市
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥35,000-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥0-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 委 託 件 名 令和8年度 大鶴湖下流周辺施設清掃作業
2. 履 行 場 所 鹿児島県薩摩郡さつま町神子地先外
3. 契 約 の 相 手 方 住所：鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2
名称：鹿児島県 さつま町
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第三号
5. 当該委託の目的・内容及び契約に付する理由
 - 1) 当該委託の目的
本委託は、大鶴湖周辺の鶴田ダム管理施設のため、清掃作業を行い、良好な景観の維持及び適正なダム管理を行うことを目的に実施するものである。
 - 2) 業務の内容
本委託は、大鶴湖下流域（さつま町管内）において、鶴田ダム管理施設の維持管理のため、除草やごみ拾い等の清掃作業を行うものである。
 - 3) 契約に付する理由
さつま町は大鶴湖下流域において、公園やゆうゆう館の維持管理を行っており、当該地域を熟知している。また、本作業をさつま町に委託することにより、利用者目線の作業となり、充実した維持管理を実施することができる。
あわせて、本作業によりダムに対するさらなる関心を高め、洪水時に対する防災意識の高揚や、愛護、美化思想の普及等も期待されるなど、地域と一体となった河川管理の実現に寄与するものである。
委託内容については、事前に相手方と協議し同意を得ているところであり河川法99条の規定を根拠法令とし、本委託をさつま町に委託するものである。
契約にあたっては、契約の相手方が一に定められ、競争性のない随意契約によらざるを得ないことから、会計法第29条の3第4項、並びに予決令第102条の4第三号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。

令和8年3月24日

鶴田ダム管理所 専門調査官